

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（温室効果ガス総排出量に係る温室効果ガスの排出量の算定方法）</p> <p>第三条 法第二条第五項の政令で定める方法は、次の各号に掲げる温室効果ガスである物質の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 二酸化炭素 次に掲げる量を合算する方法</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 総排出量算定期間において使用された他人から供給された電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に、電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者及び同項第八号に規定する特定規模電気事業者をいう。以下ロにおいて同じ。）及び電気事業者以外の者の別に応じ、当該電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を乗じて得られる量</p> <p>ハ （略）</p> <p>ニ 次に掲げる一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）ごとに、総排出量算定期間において焼却された当該一般廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該一般廃棄物の区分に応じ当該</p> | <p>（温室効果ガス総排出量に係る温室効果ガスの排出量の算定方法）</p> <p>第三条 法第二条第五項の政令で定める方法は、次の各号に掲げる温室効果ガスである物質の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 二酸化炭素 次に掲げる量を合算する方法</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 総排出量算定期間において使用された他人から供給された電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に、当該電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として○・五五五を乗じて得られる量</p> <p>ハ （略）</p> <p>ニ 総排出量算定期間において焼却された一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）のうちの廃プラスチック類の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃プラスチック類の一トン当たりの焼</p> |

一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した炭素の量として次に掲げる係数に乗じて得られる量に、十二分の四十四を乗じて得られる量を算定し、当該一般廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

四 (1) 廃プラスチック類（合成繊維の廃棄物に限る。） 六百二十四

(2) 廃プラスチック類（合成繊維の廃棄物を除く。） 七百五十四

(3) 廃棄物を原材料とする固形燃料（古紙又は廃プラスチック類を主たる原材料とするもの及び動物性の廃棄物又は植物性の廃棄物のみを原材料とするものを除く。） 二百十一

ホ・ヘ（略）

二 メタン 次に掲げる量を合算する方法

イ〜ヘ（略）

ト 次に掲げる家畜ごとに、総排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭羽数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一头又は一羽当たりの、一年間において排せつされるそのふん尿から発生するキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 牛 二十四

(2)〜(4)（略）

(5) 豚 一・五

(6) 鶏 〇・〇一一

チ・リ（略）

却に伴い排出されるキログラムで表した炭素の量として七百三十五を乗じて得られる量に、十二分の四十四を乗じて得られる量

ホ・ヘ（略）

二 メタン 次に掲げる量を合算する方法

イ〜ヘ（略）

ト 次に掲げる家畜ごとに、総排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭羽数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一头又は一羽当たりの、一年間において排せつされるそのふん尿から発生するキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 牛 五・二

(2)〜(4)（略）

(5) 豚 〇・九二

(6) 鶏 〇・〇三八

チ・リ（略）

又 次に掲げる植物性の物ごとに、総排出量算定期間において焼却された当該植物性の物の量（キログラムで表した量をいう。）に、当該植物性の物の区分に応じ当該植物性の物の一キログラム当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該植物性の物ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 殻 〇・〇〇二一

(2) わら 〇・〇〇二一

ル 次に掲げる廃棄物ごとに、総排出量算定期間において埋立処分が行われた当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの、埋立処分後の分解に伴い排出されると見込まれるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 食物くず 百四十五

(2) 紙くず 百三十六

(3) 繊維くず 百五十

(4) 木くず 百五十一

ヲ 次に掲げる施設ごとに、総排出量算定期間において当該施設において処理された下水又はし尿（以下「下水等」という。）の量（立方メートルで表した量をいう。）に、当該施設の区分に応じ当該施設における下水等の一立方メートル当たりの処理に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) (略)

又 次に掲げる植物性の物ごとに、総排出量算定期間において焼却された当該植物性の物の量（キログラムで表した量をいう。）に、当該植物性の物の区分に応じ当該植物性の物の一キログラム当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該植物性の物ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 殻 〇・〇〇五八

(2) わら 〇・〇〇四三

ル 次に掲げる廃棄物で埋立処分が行われたものごとに、総排出量算定期間において分解された当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの分解に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 食物くず 百四十三

(2) 紙くず 百三十八

(3) 繊維くず 百四十九

(4) 木くず 百三十八

ヲ 次に掲げる施設ごとに、総排出量算定期間において当該施設において処理された下水又はし尿（以下「下水等」という。）の量（立方メートルで表した量をいう。）に、当該施設の区分に応じ当該施設における下水等の一立方メートル当たりの処理に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) (略)

(2) し尿処理施設（廃棄物処理法第八条第一項に規定するし尿処理施設をいう。以下同じ。） ○・〇三八

ワ 総排出量算定期間における浄化槽（浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二条第一号に規定する浄化槽をいう。次号カにおいて同じ。）の処理対象人員に、当該浄化槽における一年間において一人当たりのし尿及び雑排水の処理に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として○・五九に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

カ 次に掲げる施設ごとに、総排出量算定期間において当該施設において焼却された一般廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該施設の区分に応じ当該施設における一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 連続燃焼式焼却施設 ○・〇〇〇九五
- (2) 准連続燃焼式焼却施設 ○・〇七七
- (3) バッチ燃焼式焼却施設 ○・〇七六

ヨ・タ （略）

三 一酸化二窒素 次に掲げる量を合算する方法

イ・ト （略）

チ 次に掲げる家畜ごとに、総排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭羽数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一头又は一羽当たりの、一年間において排せつされるそのふん尿から発生するキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量

(2) し尿処理施設（廃棄物処理法第八条第一項に規定するし尿処理施設をいう。以下同じ。） ○・〇四九

ワ 総排出量算定期間における浄化槽（浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二条第一号に規定する浄化槽をいう。次号カにおいて同じ。）の処理対象人員に、当該浄化槽における一年間において一人当たりのし尿及び雑排水の処理に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として○・五五に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

カ 次に掲げる施設ごとに、総排出量算定期間において当該施設において焼却された一般廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該施設の区分に応じ当該施設における一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 連続燃焼式焼却施設 ○・〇〇〇九六
- (2) 准連続燃焼式焼却施設 ○・〇七二
- (3) バッチ燃焼式焼却施設 ○・〇七五

ヨ・タ （略）

三 一酸化二窒素 次に掲げる量を合算する方法

イ・ト （略）

チ 次に掲げる家畜ごとに、総排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭羽数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一头又は一羽当たりの、一年間において排せつされるそのふん尿から発生するキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量

を合算して得られる量

- (1) 牛 一・六一
- (2) 豚 〇・五六
- (3) 鶏 〇・〇二九三

リ 次に掲げる耕地ごとに、総排出量算定期間において当該耕地において使用された化学肥料に含まれる窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該耕地の区分に応じ当該耕地における窒素の1トン当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した1酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該耕地ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 畑 九・七四
- (2) 水田 四・八七

ヌ 次に掲げる農作物ごとに、総排出量算定期間において当該農作物の栽培のために使用された肥料（化学肥料を除く。）に含まれる窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該農作物の区分に応じ当該農作物の栽培における窒素の1トン当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した1酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該農作物ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 野菜 九・七四
- (2) 水稻 四・八七
- (3) 果樹 九・七四
- (4) 茶樹 四・五・六
- (5) ばれいしょ 九・七四
- (6) 飼料作物 九・七四

ル (略)

を合算して得られる量

- (1) 牛 三・六八
- (2) 豚 一・二五
- (3) 鶏 〇・〇三九三

リ 次に掲げる耕地ごとに、総排出量算定期間において当該耕地において使用された化学肥料に含まれる窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該耕地の区分に応じ当該耕地における窒素の1トン当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した1酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該耕地ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 畑 二三・〇
- (2) 水田 一八・〇

ヌ 次に掲げる農作物ごとに、総排出量算定期間において当該農作物の栽培のために使用された肥料（化学肥料を除く。）に含まれる窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該農作物の区分に応じ当該農作物の栽培における窒素の1トン当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した1酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該農作物ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 野菜 十二・一
- (2) 水稻 十・六
- (3) 果樹 十・八
- (4) 茶樹 七十四・五
- (5) ばれいしょ 三十一・六
- (6) 飼料作物 九・四三

ル (略)

ヲ 次に掲げる植物性の物ごとに、総排出量算定期間において焼却された当該植物性の物の量（キログラムで表した量をいう。）に、当該植物性の物の区分に応じ当該植物性の物の一キログラム当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該植物性の物ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 殻 〇・〇〇〇〇五七

(2) わら 〇・〇〇〇〇五七

ワ 次に掲げる施設ごとに、総排出量算定期間において当該施設において処理された下水等の量（立方メートルで表した量をいう。）に、当該施設の区分に応じ当該施設における下水等の一立方メートル当たりの処理に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) (略)

(2) し尿処理施設 〇・〇〇〇九三

カ 総排出量算定期間における浄化槽の処理対象人員に、当該浄化槽における一年間において一人当たりのし尿及び雑排水の処理に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として〇・〇〇二二に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

ヨ 次に掲げる施設ごとに、総排出量算定期間において当該施設において焼却された一般廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該施設の区分に応じ当該施設における一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設

ヲ 次に掲げる植物性の物ごとに、総排出量算定期間において焼却された当該植物性の物の量（キログラムで表した量をいう。）に、当該植物性の物の区分に応じ当該植物性の物の一キログラム当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該植物性の物ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 殻 〇・〇〇〇〇六〇

(2) わら 〇・〇〇〇〇六二

ワ 次に掲げる施設ごとに、総排出量算定期間において当該施設において処理された下水等の量（立方メートルで表した量をいう。）に、当該施設の区分に応じ当該施設における下水等の一立方メートル当たりの処理に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) (略)

(2) し尿処理施設 〇・〇〇〇九六

カ 総排出量算定期間における浄化槽の処理対象人員に、当該浄化槽における一年間において一人当たりのし尿及び雑排水の処理に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として〇・〇〇二二に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

ヨ 次に掲げる施設ごとに、総排出量算定期間において当該施設において焼却された一般廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該施設の区分に応じ当該施設における一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設

ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 連続燃焼式焼却施設 〇・〇五六七

(2) 准連続燃焼式焼却施設 〇・〇五三九

(3) バッチ燃焼式焼却施設 〇・〇七二四

タ 次に掲げる産業廃棄物ごとに、総排出量算定期間において焼却された当該産業廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該産業廃棄物の区分に応じ当該産業廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該産業廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) (3) (略)

(4) 下水汚泥 一・〇九

(5) (略)

レ (略)

四 第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン それぞれの物質ごとに、次に掲げる量を合算する方法

イ 総排出量算定期間において使用に供されていた自動車用エアコンディショナー（当該物質が封入されたものに限る。）の台数に、当該自動車用エアコンディショナーの一台当たりに封入されている当該物質のうち一年間に排出されるキログラムで表した当該物質の量として〇・〇一〇に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

ロ(ニ) (略)

五・六 (略)

2 政府並びに都道府県及び市町村は、その事務及び事業に係る温室効果ガスの排出量の実測等に基づき、前項各号の係数に相当する係数で

ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 連続燃焼式焼却施設 〇・〇五六五

(2) 准連続燃焼式焼却施設 〇・〇五三四

(3) バッチ燃焼式焼却施設 〇・〇七一二

タ 次に掲げる産業廃棄物ごとに、総排出量算定期間において焼却された当該産業廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該産業廃棄物の区分に応じ当該産業廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該産業廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) (3) (略)

(4) 下水汚泥 一・一一

(5) (略)

レ (略)

四 第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン それぞれの物質ごとに、次に掲げる量を合算する方法

イ 総排出量算定期間において使用に供されていた自動車用エアコンディショナー（当該物質が封入されたものに限る。）の台数に、当該自動車用エアコンディショナーの一台当たりに封入されている当該物質のうち一年間に排出されるキログラムで表した当該物質の量として〇・〇一五に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

ロ(ニ) (略)

五・六 (略)

2 政府並びに都道府県及び市町村は、その事務及び事業に係る温室効果ガスの排出量の実測等に基づき、前項各号の係数に相当する係数で

当該温室効果ガスの排出の程度又は燃料の発熱の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるときは、同項の規定にかかわらず、同項各号（第一号口を除く。）の係数に代えて、当該実測等に基づく係数を用いて、法第二十条の二第一項の政府実行計画又は法第二十条の三第一項の地方公共団体実行計画に係る温室効果ガス総排出量を算定することができる。

別表第一（第三条関係）

| | | | | |
|----|-----------------|--------|-------|--------|
| 一 | 一般炭 | キログラム | 二十五・七 | 〇・〇二四七 |
| 二 | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 三 | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 四 | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 五 | 軽油 | リットル | 三十七・七 | 〇・〇一八七 |
| 六 | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 七 | B重油又はC重油 | リットル | 四十一・九 | 〇・〇一九五 |
| 八 | 液化石油ガス (LPG) | キログラム | 五十・八 | 〇・〇一六一 |
| 九 | 液化天然ガス (LNG) | キログラム | 五十四・六 | 〇・〇一三五 |
| 一〇 | 都市ガス | 立方メートル | 四十四・八 | 〇・〇一三六 |

別表第三（第三条関係）

| | | | | |
|---|-----------------|-------|------|---------|
| 一 | 液化石油ガス (LPG) | キログラム | 五〇・〇 | 〇・〇〇〇六二 |
| | | | 五〇・八 | 五四 |

当該温室効果ガスの排出の程度又は燃料の発熱の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるときは、同項の規定にかかわらず、同項各号の係数に代えて、当該実測等に基づく係数を用いて、法第二十条の二第一項の政府実行計画又は法第二十条の三第一項の地方公共団体実行計画に係る温室効果ガス総排出量を算定することができる。

別表第一（第三条関係）

| | | | | |
|----|-----------------|--------|-------|--------|
| 一 | 一般炭 | キログラム | 二十六・六 | 〇・〇二四七 |
| 二 | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 三 | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 四 | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 五 | 軽油 | リットル | 三十八・二 | 〇・〇一八七 |
| 六 | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 七 | B重油又はC重油 | リットル | 四十一・七 | 〇・〇一九五 |
| 八 | 液化石油ガス (LPG) | キログラム | 五十・二 | 〇・〇一六三 |
| 九 | 液化天然ガス (LNG) | キログラム | 五十四・五 | 〇・〇一三五 |
| 一〇 | 都市ガス | 立方メートル | 四十一・一 | 〇・〇一三八 |

別表第三（第三条関係）

| | | | | |
|---|-----------------|-------|------|---------|
| 一 | 液化石油ガス (LPG) | キログラム | 五〇・〇 | 〇・〇〇〇六二 |
| | | | 五〇・二 | 五四 |

| | | | | | |
|---|------|--------|------------|-----------|----------|
| 二 | 都市ガス | 立方メートル | 〇・〇 四四八 | 〇・〇 五四 | 〇・〇〇〇〇六二 |
|---|------|--------|------------|-----------|----------|

別表第四（第三条関係）

| | | | | | |
|---|-----------------|--------|------------|-----------|----------|
| 一 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 二 | 液化石油ガス (LPG) | キログラム | 〇・〇 五〇八 | 〇・〇 五四 | 〇・〇〇〇〇九〇 |
| 三 | 都市ガス | 立方メートル | 〇・〇 四四八 | 〇・〇 五四 | 〇・〇〇〇〇九〇 |

別表第五（第三条関係）

| | | | | |
|---|----------|-------|--------|----------|
| 一 | 一般炭 | キログラム | 〇・〇二五七 | 〇・〇〇〇五八 |
| 二 | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 三 | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 四 | B重油又はC重油 | リットル | 〇・〇四一九 | 〇・〇〇〇〇一七 |

別表第六（第三条関係）

| | | | | |
|---|----------|------|--------|---------|
| 一 | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 二 | 軽油 | リットル | 〇・〇三七七 | 〇・〇〇〇一七 |
| 三 | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 四 | B重油又はC重油 | リットル | 〇・〇四一九 | 〇・〇〇〇一七 |

| | | | | | |
|---|------|--------|------------|-----------|----------|
| 二 | 都市ガス | 立方メートル | 〇・〇 四一一 | 〇・〇 五四 | 〇・〇〇〇〇六二 |
|---|------|--------|------------|-----------|----------|

別表第四（第三条関係）

| | | | | | |
|---|-----------------|--------|------------|-----------|----------|
| 一 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 二 | 液化石油ガス (LPG) | キログラム | 〇・〇 五〇二 | 〇・〇 五四 | 〇・〇〇〇〇九〇 |
| 三 | 都市ガス | 立方メートル | 〇・〇 四一一 | 〇・〇 五四 | 〇・〇〇〇〇九〇 |

別表第五（第三条関係）

| | | | | |
|---|----------|-------|--------|----------|
| 一 | 一般炭 | キログラム | 〇・〇二六六 | 〇・〇〇〇五八 |
| 二 | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 三 | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 四 | B重油又はC重油 | リットル | 〇・〇四一九 | 〇・〇〇〇〇一七 |

別表第六（第三条関係）

| | | | | |
|---|----------|------|--------|---------|
| 一 | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 二 | 軽油 | リットル | 〇・〇三八二 | 〇・〇〇〇一七 |
| 三 | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 四 | B重油又はC重油 | リットル | 〇・〇四一九 | 〇・〇〇〇一七 |

| | | | |
|----------------------|--------|--------|--------|
| 五 液化石油ガス (LPG) | キログラム | 〇・〇五〇八 | 〇・〇〇一七 |
| 六 都市ガス | 立方メートル | 〇・〇四四八 | 〇・〇〇一七 |

別表第八（第五条―第六条関係）

| | |
|-------------------|--|
| 一 (略) | (略) |
| 二 (略) | (略) |
| 三 (略) | (略) |
| 四 (略) | (略) |
| 五 (略) | (略) |
| 六 (略) | (略) |
| 七 (略) | (略) |
| 八 廃棄物の埋立処 分 | 環境省令・経済産業省令で定める廃棄物ごとに、算定排出量算定期間における最終処分場において埋立処分が行われた当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの、埋立処分後の分解に伴い排出されると見込まれるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量 |
| 九 (略) | (略) |

| | | | |
|----------------------|--------|--------|--------|
| 五 液化石油ガス (LPG) | キログラム | 〇・〇五〇二 | 〇・〇〇一七 |
| 六 都市ガス | 立方メートル | 〇・〇四一一 | 〇・〇〇一七 |

別表第八（第五条―第六条関係）

| | |
|-------------------|---|
| 一 (略) | (略) |
| 二 (略) | (略) |
| 三 (略) | (略) |
| 四 (略) | (略) |
| 五 (略) | (略) |
| 六 (略) | (略) |
| 七 (略) | (略) |
| 八 廃棄物の埋立処 分 | 環境省令・経済産業省令で定める廃棄物で平成十八年四月一日以降に最終処分場において埋立処分が行われたものごとに、算定排出量算定期間における最終処分場において分解された当該廃棄物の量として環境省令・経済産業省令で定める方法により算定される量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの分解に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量 |
| 九 (略) | (略) |

一〇 | 略

| 略

一〇 | 略

| 略